

令和 3 年度

**『ポータルサイト KOBE JOB PORT の拡充及び管理運営業務委託』
公募型プロポーザル仕様書**

令和 3 年 1 月 25 日

神戸市経済観光局
経済政策課

I 事業目的と概要

神戸市に加え、国や県、その他団体が実施している雇用・就労支援事業及び関連情報を分かりやすく提供し、神戸市域において求職者の就職活動・就労、企業等の人材確保等を支援するポータルサイト「KOBE JOB PORT」（以下「サイト」という。）を効果的に運用するため、拡充及び管理運営業務を行う。

雇用・就労ポータルサイト「KOBE JOB PORT」：

<https://www.city.kobe.lg.jp/life/livelihood/kobejobport/>

II 委託契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

III 業務内容

1 サイトの拡充

(1) 効果的な情報発信の提案・対応、サイトの改良 ※企画提案事項とする

閲覧者から必要とされるコンテンツやその見せ方の提案、それに対応するサイト改良を行うことで、より利用満足度の高いサイトへとブラッシュアップする。

ただし、サイトのイラスト等については、現在のサイトデザインと統一感のあるものとし、更新のしやすさなどにも配慮すること。

(2) 新規ページの作成対応

新規ページを作成する必要がある場合に、作業を行うこと。概ね1,200～3,600字程度の原稿量のページ作成を年2回程度までとする。

2 サイトの更新

(1) 定期更新

イベント情報の更新、不要ページの削除など既存ページにおける軽微な更新対応を毎月3回程度行うこと。更新の指示やテキストデータの提供は神戸市が行う。また、緊急を要する場合は、2営業日以内に更新作業を完了させること。なお、更新の手順（情報共有、神戸市の承認等）は、簡素化を図ること。

(2) 社会人リアルインタビューページの更新

令和3年5月末までに、サイト中「求職者の方」向けのページ及び「学生・就職課の方」向けのページにある既存の「社会人リアルインタビュー」のページを全面リニューアルするための更新対応を行うこと。リニューアルのための新たな記事データ（Microsoft Word形式）・写真・レイアウトデータ（Adobe PhotoshopまたはAdobe Xd形式）等の提供は、令和3年4月初旬に神戸市が行う。ページ数の上限はトップページ+企業紹介30ページの予定である。

「社会人リアルインタビュー」：

<https://www.city.kobe.lg.jp/life/livelihood/kobejobport/kyushoku/realinterview.html>

<https://www.city.kobe.lg.jp/life/livelihood/kobejobport/gakusei/realinterview.html>

3 その他

受託者は、最新のユーザー動向や技術動向、今後のホームページ運営のあり方なども考慮したうえで、上記 1 (1)、(2) の有効な手段や効果的な方法について実施内容の詳細を提案すること。なお、事業目的を効果的に達成するために、委託契約金額の範囲内で上記項目に追加して提案を行うことは可とする。

また受託者は、本プロポーザルによる業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知のうえ、遂行しなければならない。

IV 納品物の納入について

1 納入形式

受託者は、本業務完了時には、以下に示す成果物を紙媒体及び CD-ROM 等の電子記録媒体で納品すること。なお、納品の際は、納品前にウイルスチェックを完了させ、正常な状態で納品すること。

- (1) ウェブサイト設計書の更新
- (2) コンテンツ・デザイン・レイアウト等サイト制作に係るデータ
- (3) 操作マニュアルの更新

2 納期・納入場所

(1) 納期

令和 4 年 3 月 31 日までに納品すること。

(2) 納品場所

神戸市経済観光局経済政策課

(神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号 三宮ビル東館 4 階)

V セキュリティ対策について

受託者は、下記のセキュリティ対策の条件を満たさなければならない。

- (1) プライバシーマーク（セキュリティ関連制度）等を取得し、運用経験があること。
- (2) 機密情報（顧客情報及び社内情報等）の取り扱いについて、セキュリティに関する管理規程を有していること。
- (3) セキュリティに関する責任者・管理者を設置していること。
- (4) 業務担当者は、セキュリティ教育を受けている者とする。
- (5) 再委託する場合、再委託先にもセキュリティルールの運用を徹底していること。
- (6) 再委託する場合、再委託先と書面で契約手続きを行っていること。

VI 実施体制

受託者は、本業務を正確かつ確実に実施するために、実施責任者及び実施担当者を配置し、神戸市と調整の上、業務を進めること。また、実施責任者は、業務の進捗に応じて定期的に神戸市に対して報告、調整を行うこと。なお、実施責任者と実施担当者は同一でも構わない。

VII ページ作成に係る留意事項

1 WEB データのアップロードについて

神戸市は、CMS-8341 を使用して、WEB データをアップロードする。

CMS へのデータ取り込みは、原則神戸市が行うが、作業工数が多い場合または複雑な場合は、受託

者が神戸市役所に来庁し、取り込み作業を行うこととする。

2 ドメイン、CMSに係る要件について

- (1)受託者は、サイトを神戸市がウェブサーバで管理するドメイン (city.kobe.lg.jp) の下層ディレクトリに設置すること。
- (2)デザイン及び構築方法の制限事項については、静的コンテンツとして作成する必要があり、PHP や Perl 等の動的コンテンツでの作成不可。また、サーバに対しての制御ファイル等(例.htaccess) ファイルの取り込みも不可。
- (3)CMS への取り込みにあたり、URL の階層構造を反映する必要があるため、各ページに必要なファイル一式を各ディレクトリに格納、階層構造を保持した形で毎回納品すること。

4 サイトの作成及びページのデザインについて

受託者は、現在のサイトイメージに基づいて、サイトの統一性を担保しながら、掲載内容等に関する素材作成、編集(画像編集含む)、レイアウト・デザイン等一連の制作業務を行う。サイト作成にあたり必要となるテキストデータは神戸市が提供する。

サポート OS、ブラウザ要件、アクセシビリティ等サイト作成に関する一切については、「神戸市ホームページ作成事業者用ガイドライン」への準拠を求める。(準拠が困難な場合には、受託者は案件ごとに神戸市と協議すること。)

神戸市ホームページ作成事業者用ガイドライン：

https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/homepage/web_accessibility/guideline.html

なお、PC 及びタブレット端末、スマートフォンなどマルチデバイスで閲覧可能な仕様とし (フィーチャーフォンは除く)、サイト閲覧者がストレスなく閲覧できるように配慮したデザインにすること。ただし、デバイスごとに別のサイトを制作するのではなく、同ドメイン・同ページを使用し、画面サイズによって最適化される構造とすること。

VIII その他注意事項

- 1 受託者は、神戸市の書面による事前の承諾なくして、本プロポーザルによる業務を第三者へ委託(請負その他これに類する行為を含む) (以下「再委託」という) してはならない。なお、神戸市は、当業務の全部又は大部分についての一括した再委託を承諾することはできない。
- 2 受託者は、神戸市の書面による事前の承諾を得て再委託する場合には、再委託の相手方との間に神戸市の委託契約約款が定める趣旨に即した再委託契約を締結しなければならない。
- 3 本プロポーザルによる業務の履行により有体物及び無体物(以下「成果物」という。)が作成されたときは、成果物に係る受託者の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。)、所有権その他の権利(以下「著作権等」という。)は、神戸市に帰属、若しくは受託者は神戸市に譲渡する。
- 4 受託者は、神戸市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、神戸市の行為に対し、著作者人格権を行使しない。
- 5 受託者は、神戸市に対し、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証しなければならない

ない。

- 6 受託者の成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は、神戸市に生じた損害を賠償しなければならない。
- 7 受託者は、個人情報（神戸市個人情報保護条例（平成 9 年 10 月神戸市条例第 40 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する個人情報をいう。）及び個人情報以外の秘密に係る情報その他神戸市が指定する情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、業務を処理するに当たって、個人情報等を取り扱う際には、他人その他のものの権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- 8 受託者は、業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 9 受託者は、神戸市から貸与された文書等を神戸市の書面による承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。
- 10 受託者は、本プロポーザルによる業務の実施において疑義が生じた場合は、神戸市担当者と協議し、その指示に従う。
- 11 契約の締結にあたり、神戸市は、受託事業者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。